

4 災害ボランティアセンターの設置について

災害ボランティアセンターは、被災から一刻も早い再建・復興に着手し、住民本来の力、地域力を引き出し、新たな地域づくりを進めるために、多様な活動主体との協働により支援活動を展開するものである。地元の地域を把握している社協が住民支援の総合調整機能を担うのである。

4-1 災害 VC の設置判断について

被災状況によっては被災現場にボランティアを送り出せない環境もありうる。一旦、災害 VC を設置すると、いくらボランティアの呼びかけを限定しても近隣市町村や全国からボランティアが集まってくる可能性がある。その場合、集まったボランティアを紹介できないことが「なぜ活動できないのか？」という不満に繋がることがありうる。災害発生イコール災害 VC 設置ということではなく、通常のス社協業務の中で、地域の自治会や自主防災組織、関係団体と連携し支援活動を展開することも検討する必要がある。ス社協災害対策本部での協議を基に、被災状況に基づいた判断・支援活動が求められる。

4-2 災害 VC の運営と関係団体との連携・協働について

(1) 沖縄県社会福祉協議会（以下「県ス社協」と略記。）との連携

県ス社協では『災害救援マニュアル』を策定している。その中においては、災害発生後、県ス社協災害救援本部を設置し、その後、県レベルのセンターとして「県災害救援ボランティアセンター（以下「県災害 VC」と略記。）」を立ち上げる。県災害 VC は市町村の災害 VC を後方支援する。主な役割は次の5点である。那覇市ス社協としては、県民やそして全国へ向けた被災状況及びボランティア募集等の情報発信機能として連携が重要と考える。

①被災地ス社協 VC 立ち上げおよび継続活動支援

被災地の状況、規模を把握しながら必要な備品、資材の準備、適切な VC 設置場所の確保などを行う。

②県内市町村ス社協及び関係機関・団体との連絡調整

被災地ス社協 VC の後方支援の拠点として、県内市町村ス社協や県、日本赤十字社、共同募金会など様々な他関係機関との連絡調整を行う。

③（県内外の）ボランティア・NPO 活動のための資金受付・配分

④被災地ス社協 VC の状況、被災地情報の収集と記録、管理

⑤関係機関、県民への情報発信。県の災害ボランティア担当部局と必要な情報の共有

(2) 那覇市周辺市町村ス社協との連携

県ス社協では、圏域毎のス社協の相互応援協定を検討している。那覇市ス社協は「南部地区社会福祉協議会連絡協議会（以下「南部地区ス社連」と略記。）」に参画しているが、那覇市が被災した場合、南部地区ス社連に参加する各市町村ス社協からの応援が予測される。現在、県ス社協において、圏域毎の協定の準備が進められている。

(3) NPO・NGO、その他関係団体との連携

東日本大震災においては、県外より多くの NPO・NGO が被災地支援に参画し、地元ス社協と連携している事例が多くみられる。被災者ニーズは多様で、生業支援や産業復興などボランティアというくくり、ス社協の災害 VC 活動の範疇としては難しい内容も多々ある。ス社協が担えない支援を協働で行うこともあると思われる。市民の生活の再建、復興を目的にス社協と NPO・NGO 等の互いの強みを生かした支援の在り方を協議・展開する必要がある。

(4) 災害 VC 運営に関する助言

- 那覇市社協では災害ボランティア活動の検討のため、平常時より「災害ボランティア活動に関する委員会（資料①）」を設置し、外部からの参画を得ている。被災住民のための災害ボランティアセンターであることを実現するために、同委員会参画している NPO 等外部委員の助言も活かしながら災害 VC の運営にあたりたい。
- 新潟中越地震（2004年）を契機に、災害ボランティア活動の環境整備を目的とし、2005年1月より中央共同募金会に「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下「災害支援 P」と略記。）（資料②参照）」が設置された。支援 P のメンバーは、東日本大震災の際にも現地災害 VC の設置・運営の助言をし、また震災後も復興期の支援活動の助言にあっている。那覇市において災害が発生した場合にも災害 VC の開設準備への助言、運営のための資機材の確保の協力など、災害支援 P を連携団体としての視野に入れて置くべきである。

(5) 『那覇市地域防災計画』における位置づけ

災害時対応の際は、行政、特に福祉政策班（健康福祉部福祉政策課）と緊密な連携をとる必要がある。災害 VC 設置の場合は、『那覇市地域防災計画』に基づき、1日1回の会合を持ち、支援活動の状況等の共有、那覇市災害対策本部からの情報共有を行う。

4-3 設置場所について

「那覇市地域防災計画」に位置付けられている市総合福祉センターに中央 VC を設置する。但し、市総合福祉センター自体が被災した場合、又は市内において局地的に甚大な被害が出た場合については、中央 VC 及び地区 VC を設置する拠点について行政と協議し決定する。

なお、本マニュアル策定の議論においては、那覇市社協が指定管理する市総合福祉センター以外に、沖縄県総合福祉センターの活用などの意見が出た。マニュアル策定後の協定の取り組みなどにおいて具体的な候補地を検討していかなければならない。

【那覇市総合福祉センター】

住所：〒901-0155 那覇市金城3-5-4

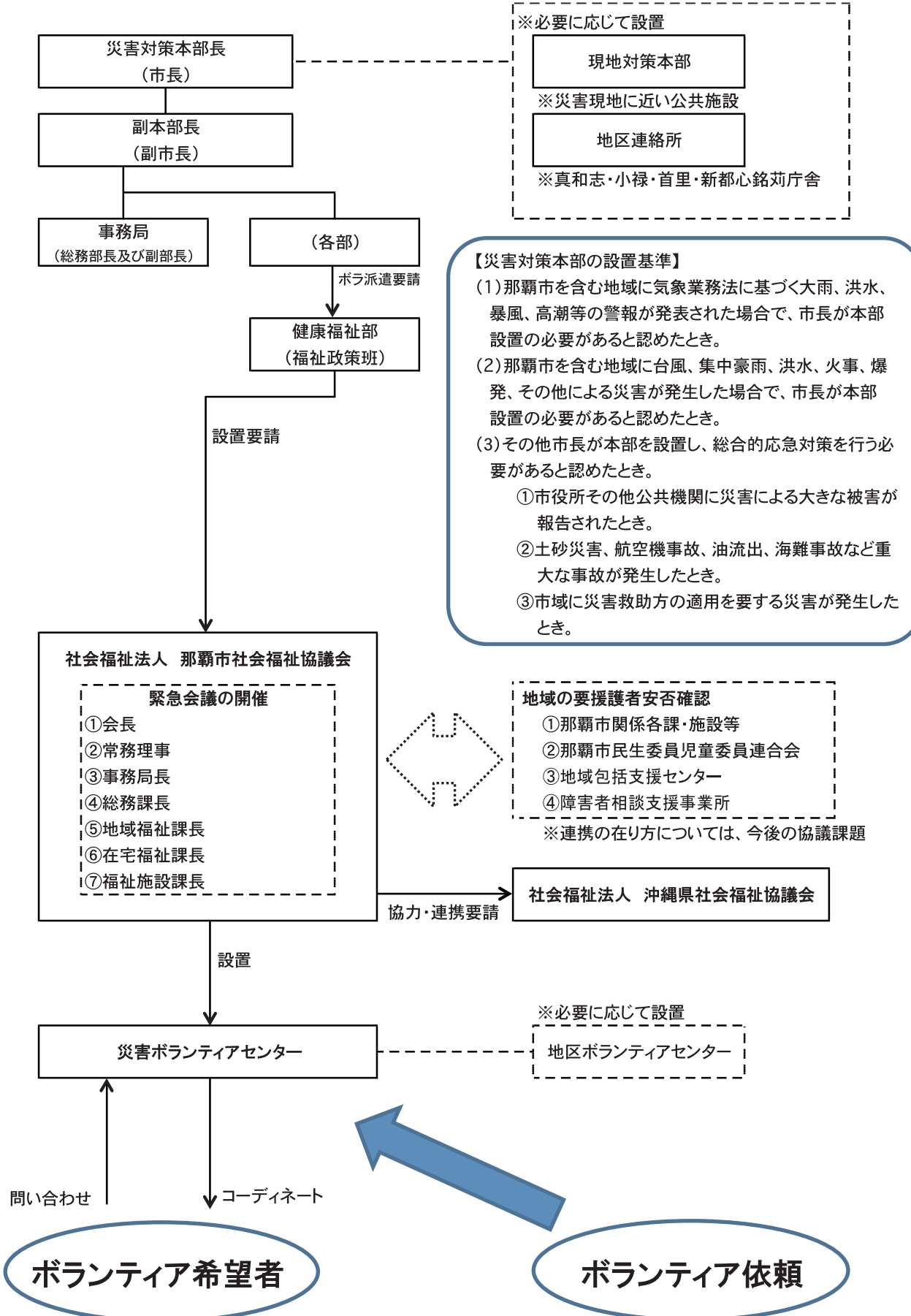
TEL：098-857-7766 / FAX：098-857-6052

【チェック項目】

- 来所者からよく見えるところに「災害ボランティアセンター」の看板等の表示を行う。
- ボランティア活動者の動き（センターの一日の流れ参照）を考慮したレイアウトを行う。センター内に見取り図等を配置し、各班の配置を分かりやすく説明することが重要である。
- 災害規模、ボランティア活動希望者数を予測し、それに応じたレイアウトを検討する。またボランティア活動の進捗状況により規模の縮小や拡大を検討する。
- 災害 VC の拠点に事務所や避難所が併設している場合、盗難やボランティア活動には関係のない個人情報保護などに配慮すること。ボランティア活動者は決められた場所以外は入室しないようにする。

災害ボランティアセンター立ち上げフロー図

「那覇市地域防災計画」第2章災害応急計画に基づき、下記フローにて災害ボランティアセンターが設置される。

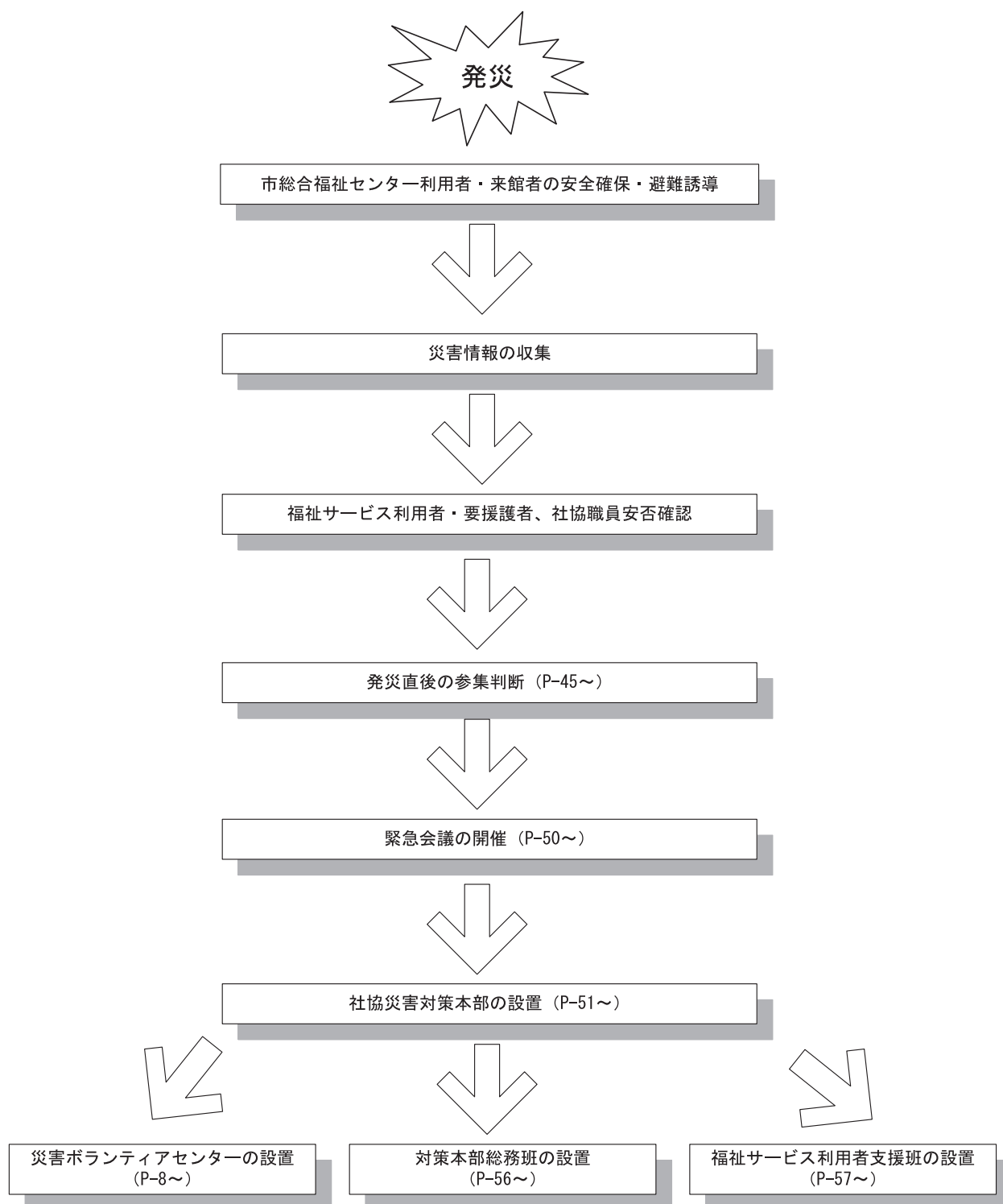


4-4 那覇市社協が担い手となった災害 VC 運営

東日本大震災の取り組みからわかるように、災害 VC の主たる担い手は社協になっている。しかし地域の再建・復興を考えた場合、生業支援や産業復興に関するニーズなど、社協の災害 VC 活動の範疇を越えるものがあるかもしれない。その場合は、多様な支援体制を検討することも必要になる。

以下は、那覇市社協職員が災害 VC の担い手になった場合の立ち上げフロー図である。社協職員参集基準等は「災害時における那覇市社協職員参集マニュアル（P-46～）」に記載している。なお、各課・各グループの全体の流れについては（P-13）に記載している。

図 社協における災害 VC 設置までのプロセス



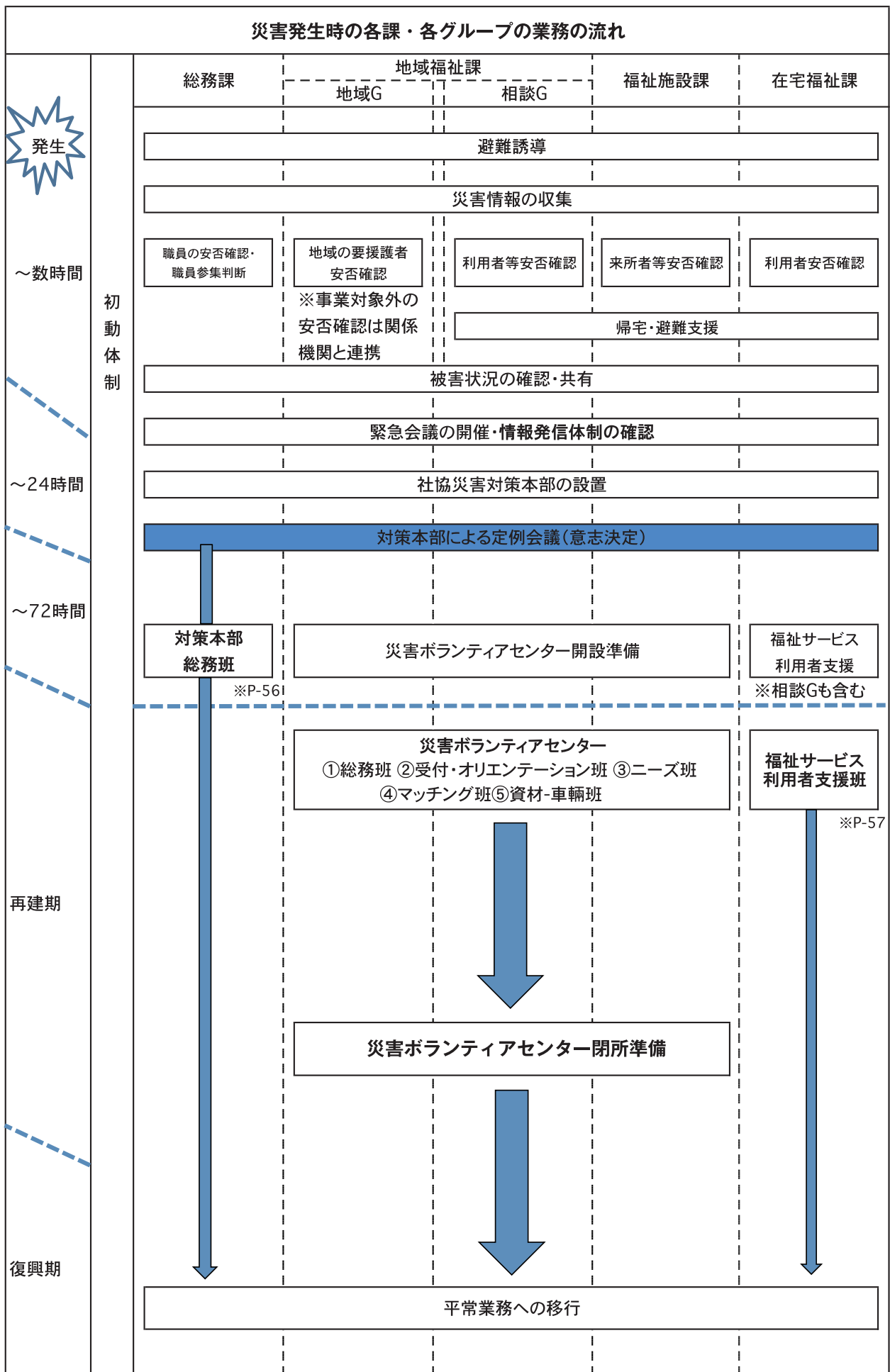
4-5 災害 VC 運営資機材 (ストック一覧)

平成24年度沖縄振興特別調整交付金の補助を受けた「災害ボランティア中央センター等整備事業」により、本マニュアルの策定以外に資機材の整備を行った。東日本大震災や九州北部豪雨の被災地社協等から情報提供いただき、次の点に留意し資機材の整備を行った。

- ① 東日本大震災以降、災害が発生した場合、全国から被災地社協に運営資機材が送られてくるケースがあることを踏まえて災害 VC の立ち上げから初期に必要な機材を準備する。
- ② 災害時だけでなく、避難訓練等、災害に備えた地域活動にも活用できること。

表 平成24年度整備資機材一覧

	資 機 材	数 量	備 考
1	ヘルメット	10	
2	シャベル (角)	10	
3	シャベル (丸)	10	
4	特定小電力トランシーバー	5	
5	スターリングターボ (ラジオ付ライト/手回し充電)	10	
6	ステンレス鋤 (じょれん)	10	
7	高圧洗浄機	3	
8	バラシ平バール1200mm	10	
9	側溝用蓋開け	2	
10	アルミ輪車※ノーパンクタイヤ付	10	
11	マンホール用トイレ洋式タイプ	3	
12	ホールドキャリア (10リットル用)	20	
13	パトロールベストポリスタンプ	30	
14	緊急型簡易担架 レスキューボード	5	
15	おんぶ隊プラス	5	
16	折畳式リヤカー	3	
17	ハンドメガホン	10	
18	LEDヘッドライト	10	
19	ハロゲン防水ラライト	10	
20	ランタン&トーチ	5	
21	蛍光灯型投光	2	
22	投光器用三脚	1	
23	吸収土のうダッシュパック	2	
24	発電機 (ガス)	2	
25	災害ボランティアセンターのぼり及び各班表示	29	
26	ボランティア活動者用ビブス	400	



※対策本部総務班、災害ボランティアセンター、福祉サービス利用支援班間の職員の交代・異動を健康状態を鑑み行う。